

諮問日：令和3年8月5日（令和3年度（最情）諮問第27号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（最情）答申第42号）

件名：裁判官第二カードの入力フォームが書いてある文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判官第二カードの入力フォームが書いてある、一連の文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和2年3月31日付け最高裁判所事務総局人事局長決定」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和2年度新任判事補研修における「裁判所職員制度の概要－参考資料－」において、裁判官第二カード及び裁判官第三カードの様式が開示されている（苦情申出書添付資料1）ことからすれば、本件対象文書の不開示部分の全部が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するとまではいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、裁判官第二カード及び裁判官第三カードに関するシステムの構成等が推認され

る情報，同システムの画面を示した画面ショット及び同システムにおける入力項目等が記載されており，これらの情報が公になると，外部からの同システム等に対するサイバー攻撃の糸口等を推測させ，悪意ある者の攻撃を容易にするなど，情報セキュリティの確保に脅威が生じるおそれがあり，これらの情報は法5条6号の不開示情報に相当することから不開示とした。

- 2 なお，苦情申出人は，過去に開示された文書において裁判官第二カード及び裁判官第三カードの様式が開示されていることからすれば，本件対象文書の不開示部分の全部が法5条6号に定める不開示情報に相当するとまではいえない旨主張するが，本件開示申出を受けて改めて検討した結果，1のとおり，本件不開示部分については，法5条6号の不開示情報に相当することから不開示との判断をするに至ったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 令和3年8月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年12月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば，本件不開示部分には，裁判官第二カード及び裁判官第三カードに関するシステムの構成等を推認できる情報，同システムの画面を示した画面ショット及び同システムにおける入力項目等が記載されていることが認められる。上記記載内容に加え，裁判所の管理運用する情報管理システムが外部から攻撃される可能性は排除できないことを踏まえれば，これらの情報が公になると，外部からの上記システム等に対するサイバー攻撃の糸口等を推測させ，悪意ある者の攻撃を容易にするなど，情報セキュリティの確保に脅威が生じるおそれがあり，情報セキュリティ事務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、これらの情報が法5条6号の不開示情報に相当するという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子